

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

くわしくは、2ページへ！

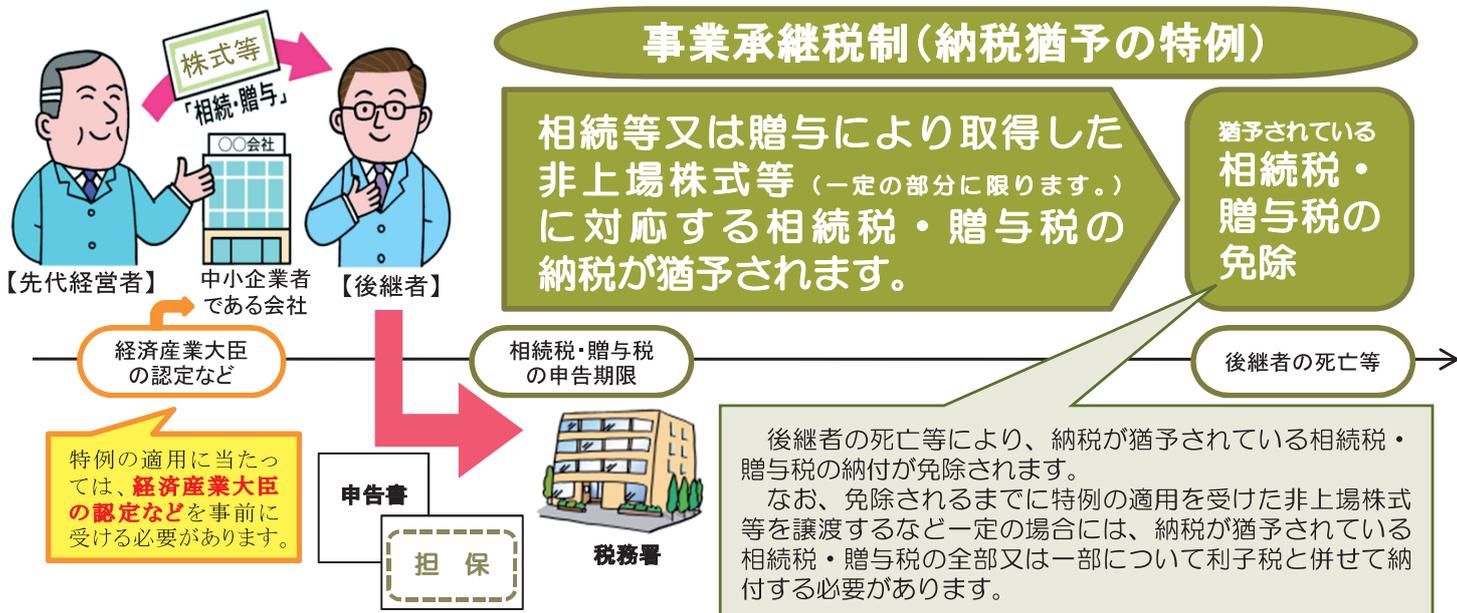
② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

くわしくは、6ページへ！

（注）「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。

事業承継税制（納税猶予の特例）



○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】において、相続税・贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○ 経済産業大臣の認定の手続などについては、地方経済産業局にお尋ねください。



平成23年7月

税務署 この社会あなたの税がいきている